

枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱

制定 平成 24 年 9 月 13 日枚方市要綱第 90 号
最終改正 令和 4 年 3 月 15 日枚方市要綱第 12 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する地域づくりデザイン事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、地域住民がその特色を活かして行う地域づくりへの主体的な取り組みを支援し、地域づくりデザイン事業を通じて地域に対する住民共通の理解及び関心を深め、もって地域力の育成及び地域自治の促進に資することとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくりデザイン事業 地域住民がその創意及び工夫により発案又は企画をした事業で、校区の特性を活かして地域の活性化を図るために実施するものをいう。
- (2) 校区コミュニティ協議会 次のいずれにも該当する団体をいう。
 - イ 自治会、町内会等の住民組織及び目的別に組織された各種の団体で構成されていること。
 - ロ 地域の自治及び連帯を目的に組織されていること。
 - ハ おおむね小学校の通学区域（以下「小学校区」という。）を単位として、1の小学校区について1を基準として市長が認めた団体であること。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、校区コミュニティ協議会及びその連合体（以下「校区コミュニティ協議会等」という。）とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、校区コミュニティ協議会等が実施する地域づくりデザイン事業のうち、持続性、発展性及び地域の主体性が見込まれるもの（従来の活動に関連する事業にあつては、新たな取り組み又は要素が付加されているものに限る。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要する経費の額と120万円（前年度に当該補助対象事業に係る補助金の交付を受けている場合にあつては、その額を差し引いた額）のいずれか低い額とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第7条 補助金の交付決定に通常要すべき期間は、30日とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱（平成21年枚方市要綱第73号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。
- 4 枚方市立禁野小学校の通学区域については、令和4年度及び令和5年度に限り、枚方市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年枚方市条例第37号）による改正前の枚方市立小学校及び中学校設置条例（昭和41年枚方市条例第20号）により設置されていた枚方市立高陵小学校及び枚方市立中宮北小学校のそれぞれの通学区域として、この要綱の規定を適用する。

附 則 [令和3年3月16日枚方市要綱第11号]

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 [令和4年3月15日枚方市要綱第12号]

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。